

1.1 学生生活

(1) 学部の学生生活

学生生活は、各学部（各キャンパス）の特徴を考慮して取り組みに相違があるため、以下学部別に記述を行う。

1) 総合福祉学部

(a) 学生への経済的支援

【現状の説明】

経済的に困窮する学生を支援するため、本学部では、淑徳大学特別給付奨学金を始めとする学内の奨学金制度（6種類）、および日本学生支援機構奨学金を始めとする学外の奨学金制度（4種類）を活用している。選考方法は、大きく分けて大学側が選考する場合と、学生の応募者の中から選考する場合の2つに分けられる。淑徳大学特別給付奨学金など一部のものについては特別の選考委員会において選考を行い、淑徳大学一般給付奨学金や日本育英会奨学金など、多くの奨学金は学生厚生委員会が選考を行い、それらの選考結果は教授会で審議された後、決定される。奨学金の種類、および、それらの給付・貸与状況は以下の通りである（『大学基礎データ』表44「千葉キャンパス」）。

なお、平成17年度はこの他に、新潟中越地震被災者等に対する学費減免措置を6名に対し実施した。

① 淑徳大学特別給付奨学金

人物ならびに学業成績が特に優れ、本学学生の模範生たるにふさわしい学生を大学として特別に選考し、その年度内の授業料相当額（80万円）を給付する制度である。この奨学金の性格は、いわゆる特待生給付金に相当する。平成17年度の受給者は、1年生4名（応募者28名）、2年生4名（応募者29名）、3年生4名（応募者31名）、4年生4名（応募者32名）、編入生1名（応募者4名）の計17名（応募者124名）であった。

② 淑徳大学一般給付奨学金

人物ならびに学業成績等が優秀で、学費の納入が困難な学生に対し、その年度内の授業料の半額（40万円）を給付する制度である。平成17年度の受給者は46名（応募者124名）であった。

③ 淑徳大学留学生給付奨学金

本学に在籍する外国人留学生に対し、特別給付・一般給付等の奨学金を選考により給付する。平成17年度の受給者は2名（応募者3名）であった。

④ 淑徳大学海外研修給付奨学金

学生の語学力の向上を図るとともに、国際感覚と世界的視野の育成を目的とし、カリキュラムにある海外研修であること、および、成績が良好であることを条件として、費用の15～20%に相当する額を給付する制度である。平成17年度の受給者は42名（応募者46名）であった。

⑤ 淑徳大学貸与奨学金

人物ならびに学業成績が優れ、かつ経済的理由により学費の納入が特に困難な学生に対し、その年度内の授業料の半額（40万円）を貸与する。平成17年度の貸与者は22名（応募者32名）であった。

⑥ 私費外国人留学生の授業料減免

私費外国人留学生に対する授業料等の減免制度であり、選考により決定する。平成17年度の該当者は、在籍私費外国人留学生全員の3名（応募者3名）であった。

⑦ 淑徳大学千葉協賛会貸与奨学金

修学の意志がありながらも家庭の事情等により、学費の納入が著しく困難となり、学業半ばにして修学を断念せざるを得ない状況に立ち至った学生に対し、協賛会（父母会）の援助をもって奨学金（1年間の学費相当額を限度、平均80万円弱）を貸与する制度である。平成17年度の貸与者は4名（応募者4名）であった。

⑧ 浄土宗関係学校奨学金

浄土宗関係学校に在学し、学長の推薦により志操堅固・学術優秀な学生に対して、奨学金（総額50万円）が給付される制度である。平成17年度は5名（応募者14名）が採用された。

⑨ 日本学生支援機構奨学金（第一種および第二種）

毎年度多くの学生が、「第一種奨学金」（無利子貸与）と「第二種奨学金（きぼう21プラス）」（有利子貸与）の貸与を受けている。平成17年度は、第一種奨学金に新たに72名（応募者86名）が採用され、全体で216名に、第二種奨学金には新たに166名（応募者181名）が採用され、全体で492名にそれぞれ支給された。

⑩ 日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費

日本学生支援機構による学習奨励費であり、平成17年度は1名（応募者3名）が採用されている。

【点検・評価および長所と問題点】

学内の奨学金制度については、その種類および支給額において充実に努めてきた。また、淑徳大学特別給付奨学金受給学生に対しては、行事・儀式における聖歌隊への参加および宗教行事への参加・協力を求めている。そして、上記のように多様な奨学金制度を設けていることは長所と言える。しかし、昨今の経済格差の拡大による厳しい状況のもと、奨学金の給付を希望する学生が増加している問題に対しては、未だに充分に対処できていないのが実情である。

学外の奨学金制度については、日本学生支援機構の奨学金が中心であるが、他の各種奨学金についても掲示等により紹介を行っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学内奨学金制度については、我が国の経済状況に対応して、1人当たりの給付・貸与金額を減らし、より多くの学生の受給が可能になるような制度の改善を検討している。特に、

貸与奨学金については、これまで有利子であったものについて、無利子化を平成16年度より既に実施している。それとともに、勉学および学生生活全般において模範となる学生を育む奨学金制度を、充実させることも検討している。さらに海外研修を支援するために、海外研修奨学金制度については、各海外研修の参加実績をもとに給付金額を3年毎に見直すことを予定している。また、学部間でこれまで奨学金制度に不整合があったことから、大学全体の奨学金制度に整合性をもたせ、事務処理や選抜方法の簡素化を進めてきた。しかしながら、それと同時に、学部独自の奨学金制度についても、より充実するよう努めて行くことが大切であることから、今後、なお一層の充実を図りたい。

学外の奨学金制度については、学生厚生オリエンテーションの場や掲示において、学生への周知を今まで以上に行い、より積極的に活用していきたい。特に、新入生に対する奨学金の説明を徹底すると、各種奨学金の願書提出者数が増加することから、新入生に対する説明を更に充実して行きたい。

(b) 生活相談等

【現状の説明】

生活相談等は、「学生相談センター」が行っている。当センターは、学生相談、保健相談、学習支援の3つの部署と機能を併せもっている(『大学基礎データ』表45)。

学生相談室では、学生個々人が当面する学業、進路、健康、経済、法律、学生生活、セクシュアルハラスメント、対人関係等の諸問題について相談を受け、学生に対し問題解決の糸口を見出すような助言・指導を行っている。現在、カウンセリングを専門とする非常勤の臨床心理士2名が、週3日ずつ相談を受け付けるとともに、4名の専任教員(兼務)および1名の専任の事務職員が相談業務を行っている。なお、4名の教員のうち3名は、精神科医(2名、うち1名は臨床心理士資格も有す)および臨床心理士(1名)である。

平成17年度の開設日数は205日、総利用数は819名であった。学生の利用では、休・退学の相談が最も多く、次が学業に関する相談であった。学生相談室では、個別相談以外にも、学生厚生オリエンテーションにおける啓蒙活動や成績・出席不良学生の呼び出し面接を実施している。

なお、セクシュアルハラスメント防止対策としては、次のような体制をとってその防止に努めている。

セクシュアルハラスメントを防止し、または、事案発生時に適切に対処するため、本学では、平成13年に「淑徳大学セクシュアルハラスメント防止・対策に関する規程」が制定され、「セクシュアルハラスメント防止・対策委員会」(以下、同委員会)を設置した。その構成は、学部長、大学院研究科長、学生厚生委員長、事務局長、各学科から推薦された教員で、同委員会委員長は学部長、副委員長は学生厚生委員長があたっている。同委員会の審議事項は、セクシュアルハラスメント防止のための啓発および研修、相談、紛争解決、その他、防止および対策に関する必要事項である。学生のセクシュアルハラスメントに関

する相談およびセクシュアルハラスメントに起因するとみられる事項に関する相談に常時対応するために、同委員会は、3名の相談員を推薦し、学長がこれを任命している。相談員は、セクシュアルハラスメントについての相談があった場合は、速やかに同委員会に報告することになっている。

「同委員会」は、セクシュアルハラスメントに関して調停の申し出があったときは、同委員会委員長、副委員長および若干名による調停委員会を置くことになっている。セクシュアルハラスメントに関する苦情の申し立てがあり、必要と認められる場合は、事実関係の調査にあたるため、外部の弁護士を含めた調査委員会を設置する。この設置期間及び委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の調査の終了までとする。これらの同委員会委員、相談員、調停委員会委員、調査委員会委員の任命にあたっては、ジェンダーバランスに配慮するようにしている。

本学部では以上の体制のもと、平成13年度より「セクシュアルハラスメント相談のしおり」を作成し、新入生セミナーで全員に配布・説明し、また学生相談センター窓口、学事部学生厚生窓口、その他学生が容易に手にすることのできる場所に「しおり」を置いて配布している。また、2つある学生食堂には、学生が自由に書き込むことのできる意見箱である「学生の声」を常時設置している。具体的な相談の窓口としては、学生相談センターが担当しており、来室、電話、電子メールでの相談に応じ、相談があった場合は相談員がこれにあたるという体制をとっている。また、セクシュアルハラスメントの未然防止対策として、平成16年度より年1回、外部講師によるセクシュアルハラスメント防止に対する研修会を大学として全教職員を対象に実施している。

保健相談室は、常時、保健師が相談を受けるとともに、週に1回（月4回）、相談医が健康に関する医療的助言・指導を行っている。相談内容は、不眠、倦怠感、気持ちの落ち込み等、様々である。このほかに、定期健康診断、月1回の視力測定、体脂肪測定を行っている。現在、相談医（産業医兼学校医）1名の他に、専任の保健師1名、非常勤の看護師1名がいる。平成17年度の年間開室日数は263日、年間相談件数は2,256件であった。

学習支援室では、学生生活を継続して送るうえで、学生一人ひとりの妨げとなる問題の相談の窓口であり、学業や経済面の問題等々の解決に向けて学生と共に考え、充実した学生生活を送れるよう援助・支援を行っている。また、障害のある学生の教育支援ならびに留学生相談窓口、学生相談センター受付窓口としての機能も果たしている。現在、専任職員2名がいる。平成17年度の年間開室日数は235日、年間相談件数は304件であった。

また、「学生相談センター」では、月1回程度、センターアー会議を実施している。出席者は、教職員、カウンセラーおよび保健師である。会議の場において情報を共有することにより、3つの機能の連携を図っている。

【点検・評価および長所と問題点】

学生相談室では、座して待つだけの姿勢をとらず、成績や出席が不良な学生を積極的に呼び出すことを年に2回行っている。こうした努力により、問題が深刻化する前に相談を

開始できるケースがあり、この姿勢は評価できる。また、セクシュアルハラスメント対策に関しては、制度上の対応策は整っているといえる。さらに、学習支援室を設けることにより、学業や経済面の問題についても制度的に対応が可能になった。なお、従来、外国人留学生相談窓口が独立して設けられていたが、学習支援室の開設に伴い、その機能に組み込まれた。その理由の一つとして、学部の留学生が減少したため相談数が減少していることがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生の呼び出しなど積極的な活動を行っているにもかかわらず、相談室を訪れるのが遅れ、相談に訪れたときには問題が深刻になっており、既に退学を決意し、実質的な指導が困難になってしまっているケースがまま見られる。このため、今後は成績不良者や出席不良者に対し、今まで以上の働きかけを行い、面接に来るよう強く勧める方策を検討する予定である。

セクシュアルハラスメントの防止に対しては、相談員の氏名と連絡先を掲示して広く公表し、また、防止の観点から年に2回程度、教職員向けの研修会を開催する予定である。

なかには栄養・睡眠などの点で不健康な生活を送り、学生生活に支障をきたす者もある。1年次から栄養や睡眠に関する教育・指導をより積極的に行っていくことを検討している。

(c) 就職指導

【現状の説明】

平成17年度における卒業者数746名、このうち就職希望者数は595名、就職内定者数は571名であり就職率は96.0%と過去最高の就職率となった。就職先としては公務員・教員が36名、社会福祉施設・福祉団体・医療機関が196名、福祉系民間企業が59名、民間企業263名、その他が17名であった。この進路を福祉分野と福祉以外の分野について分類すると、福祉分野(福祉公務員・教員・社会福祉施設・福祉団体・医療機関・福祉系企業)は283名、福祉以外の分野(一般公務員・一般教員・福祉系以外の民間企業・民間団体)は288名であり、約1:1の比率となっている。

一方、就職内定者以外では大学院進学12名、その他の進学20名、卒業後も就職活動継続が24名、次年度公務員・大学院など再受験のための浪人は21名、就職意思無し・進路不明が98名であった。

就職担当部署の組織は、5名の教員で組織された就職指導小委員会(学生厚生委員会に付置)と、キャリア支援室(4名の専任職員と非常勤職員1名)からなっている。この体制の下、学生の満足度を上げるために個別面談、個別指導を基本にしつつも、進路指導年間計画(付表7 平成17年度就職指導・支援行事)に基づき広範囲に就職活動をサポートしている。その中でも、5月から12月にかけて開講する「キャリア支援講座」や「筆記試験対策講座」(前期は9月から、後期は2月に各々開講)は毎回出席率が高く、また、5月に実施される「専

門ゼミ単位の就職ガイダンス」は少人数にて行うもので内容が濃く、Q & A も活発であり、さらに、入学間もなく、1年生を対象に7月に実施される「資格と仕事を知ろうガイダンス」については年間計画の中でも根幹をなす重要案件として位置づけている。

平成16年4月に就職部(外部呼称)がキャリア支援室に呼称変更されると同時に、業務範囲を資格取得に関する講座やインターンシップの実務の取り込みなど、学生のキャリア醸成に一貫性を發揮できる体制へ一步前進した。具体的には保育士養成講座(保育士課程でなくても資格取得が可能になる。)、ホームヘルパー資格取得講座(授業で取得不可だが、学生のニーズが高く、福祉分野に就職したい社会福祉学科以外の学生も容易に、且つ、安価に取得できる。)が、従来の秘書検定受験講座や資格取得パソコン講座等に加わった。インターンシップについては研修先の開拓に始まり、学生募集、研修先との折衝調整、関係書類の作成、研修前マナー講座の開催など一連の業務遂行につき、担当教員と連携の上、実施し、平成17年度は履修対象インターンシップ5名、任意インターンシップ30名と年々増加を辿っており、さらなる拡大・充実が見込まれる。

キャリア支援室の設備の状況であるが、平成15年5月に現在のキャリア支援室に引越し、レファレンスルームを整備・拡充し、現在に至っている。広いスペースにインターネット接続のパソコン10台、個別企業・法人・団体別求人ファイル、コピー機、就職関連各種資料・書籍、職員との個別面談カウンターなどが完備され、落ち着いた雰囲気の中で熱心に調べものをする学生、職員との相談等々が行われており1年生から4年生まで学生の来訪が引っ越し前に比べ増加している。求人情報は大学ホームページ上に告知し、学生が自宅でも、休日でも情報取得が可能なシステムとなっているが、学生へのさらなるサービス向上のため、システムを見直す余地が残されている。

【点検・評価および長所と問題点】

- ① 職員双方で構成される現在の就職担当部署の組織は、適切に機能・運営されているが、大学としても今や出口である「就職」を世間に打って出て、大いにPRする時期を迎えていく。従って現在の「就職指導小委員会」という呼称、組織を外部から見てわかりやすくする必要がある。
- ② 平成17年度の就職の意思無し+不明が98名は卒業生746名に対し13.1%に及んでいる。この原因の一つとしては職業意識の欠如、低いモチベーションによるものであり、これらを少しでも改善してゆくためには1・2年次段階におけるキャリア教育について、本学専任全教員をあげて充実させてゆく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

- ① 現在の就職指導小委員会は学生厚生委員会に付置された形で運営されているが、大学として学生のキャリア教育、就職指導に対する取り組み姿勢をPRしてゆく必要がある。

そのため就職指導小委員会を学生厚生委員会から分離独立させ、呼称も変更の上、学生厚生委員会との連携を取りながら運営できる体制作りを検討する必要がある。

② 1・2年次でのキャリア教育への一層の充実が図られるよう検討し、キャリア支援室としても4年次になったとき就職の意思に乏しい学生を極力少なくするために、1・2年次のうちに職業意識の醸成を狙ったセミナーを開催し、実効を上げることを検討中である。

(d) 課外活動

【現状の説明】

本学部では学生の集団生活を通じての人格形成と才能を磨くための場として、課外活動に対して支援を行っている。学生の団体は活動状況に応じて認定団体（15団体）、準認定団体（20団体）、届出団体（39団体）の3種の区分を設けている。課外活動は基本的には学生の自主性による活動に任されているが、助言や相談に応ずるために、専任教員が1名顧問として任にあたる。年度毎に活動状況と会計報告を受け、調査し、定められた認定基準によって補助金支給等の援助を行っている。また、施設・設備等のハード面の整備として、平成17年度には体育系サークル部室棟および集会室の立て替えや野球場の整備を、平成18年度にはテニスコートの整備を予定している。

また、認定団体、準認定団体の、文化系と体育系のサークルはそれぞれ、「文化会」、「体育会」、「S.U.S.会（淑徳大学スポーツ会）」という連絡会を設け、更に3者を統合して「連合会」の組織がつくられている。

なお、スポーツおよび文化等（ボランティア活動・論文を含む。）の活動成果が顕著である団体や学生に対し、その活動を奨励することを目的に「淑徳大学スポーツ・文化研究奨励賞」を設けており、5～15万円の範囲において奨励金を授与している。平成17年度においては3団体・4個人・1ペアが受賞した。

学生の研究成果の発表、文化系団体の発表、そして、体育系団体にとって活動状況のアピールの場として、多目的の全学部行事である「龍澤祭」（大学祭）が秋に行われる。これは学生が「D.F.（ドラゴン・フェスタ）委員会」をつくり、大学祭の立案・運営・実行にあたっている。

なお、学生団体も含めた一般学生対象の学内活性化の方策として、本学部では学生厚生委員会が主管する年7回のイベント（新入生セミナー・スポーツ大会・七夕祭り・龍澤祭・サイレントナイトパーティー・リーダーズキャンプ・卒業記念パーティー）を企画している。

【点検・評価および長所と問題点】

課外活動のクラブ・サークル74団体は、リーダーズキャンプ等、団体間の交流が密となり、キャンパスの活性化が進んでいる。ことに「龍澤祭」では、その他の任意団体が加わり、地域社会の諸団体とともに盛り上がりを見せた。また、平成15年度より実施された前学期の「七夕祭り」では、「連合会」の学生が中心になって、近隣の幼稚園、保育園、小学校、商店会と一緒に飾り付けや、模擬店を出すとともにレクリエーション等を行い、地域との交流を図った。

学内のイベントは、学生主体で立案・運営・実行をしている。ゼミなどを通じてより多くの学生に参加を呼びかけ、広い範囲の人々と出会い、触れ合うことのできる貴重な機会となっている。また、一時期サークル加入率が 50%を割り込み、大学を学業のみの場と考える学生が増えていたが、ここ数年は盛り返し、60%を超えていている。今後さらに、学生団体加入率を上げ、学生の生活拠点をキャンパス内に戻すために支援策を継続する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生の課外活動を一層支援するため、団体補助費の増額や文化系の活動施設（音楽系の機材など）の増設などを早急に検討する予定である。

イベントについては、1・2 年生全員が参加できるように、ゼミ（クラス）単位で発表したり、競ったりできるプログラムの作成などの創意工夫を図る。更に、イベントを通じ活発に参画できるよう、サポート体制の整備が課題となる。また、「龍澤祭」では、一般学生および地域住民、国際コミュニケーション学部の学生の参加をいかに多くするかがこれららの重点目標である。

また、平成 17 年 11 月より千葉市の商学連携空き店舗活用事業の補助により、近隣の白旗商店会に「マッシュルーム」を開設したが、今後は地域に根ざした活動としての定着と広がりを目指して行きたい。

2) 国際コミュニケーション学部

(a) 学生への経済的支援

【現状の説明】

経済的支援としては、本学部独自の7種類の奨学金制度と本学部以外の機関が主催する3種類の奨学金制度がある。その目的は向学心のある学生に対して、教育を受ける機会を保証し、経済的支援を行い、有能な人材を社会に送り出すことにある。

本学部の奨学金制度には、学業成績優秀者の奨励を主たる目的とするものと、生活救済的な色彩のものとがある。各奨学金の応募要領を専用掲示板に掲出、さらに説明会を開催し受給希望学生を募集する。選考委員による受給希望者の面接および書類審査をもとに、学生厚生委員会で審議し、教授会が決定する。奨学金制度について、相談は学事部窓口を始め、「学習支援室」、教員のオフィスアワーなどでも行っている。

本学部の奨学金には以下のものがある(『大学基礎データ』表44「みずほ台キャンパス」)。

a) 本学部の奨学金制度

① 淑徳大学特別給付奨学金

人物ならびに学業成績が特に優れ、本学学生の模範生たるにふさわしい学生に、その年度内の授業料相当額を給付する。受給者0名(該当者なし)。

② 淑徳大学一般給付奨学金

一般給付金は次のように2種類に区別されている。

- ・人物ならびに学業成績が優秀で、学費の納入が困難な学生に、その年度内の授業料の半額を限度とし、給付する。応募者:117名。受給者:88名。
- ・各セメスターのGPA上位者・向上者に対し、給付する。受給者:75名。

③ 淑徳大学留学生給付奨学金

本学に在籍する外国人留学生に対し、特別給付・一般給付等の奨学金を選考により、給付する。応募者:23名。受給者:23名。

④ 淑徳大学学業特待生奨学金

入学試験の成績が優秀で、特待生にふさわしいと学長が認めたもののうち、入学した者に支給する。受給者:1名(1年生)。

⑤ 淑徳大学海外研修給付奨学金

海外留学長期留学生に授業料の半額を限度として給付する。受給者:8名。

⑥ 淑徳大学貸与奨学金

人物ならびに学業成績が優秀で、学費の納入が困難な学生に、その年度内の授業料の半額を限度とし、貸与する。応募者:30名。受給者:18名。

⑦ 私費外国人留学生の授業料等減免

私費外国人留学生で次の2点に該当する者を対象とする。

- ・経済的理由により学費の納入が困難な者
- ・文部科学省の「授業料減免に対する援助事業」に該当する者

対象者：37名。受給者：33名。

b) 本学部以外の機関による奨学金制度

① 淑徳大学みずほ台協賛会貸与奨学金

在学中に家庭の不慮の出来事などで、経済的困窮により学費の納入が困難となった学生への救済事業として協賛会（父母会）の援助をもって随時貸与（当該年度の学費相当額）する。応募者：4名。受給者：3名。

② 日本学生支援機構の奨学金

第1種（無利子）：受給者数70名。

第2種（有利子）：受給者数206名。

③ 日本学生支援機構の経済的援助

私費外国人留学生学習奨励費：受給者数5名（内訳；1年生0名、2年生2名、3年生1名、4年生2名）

【点検・評価および長所と問題点】

本学部独自の奨学金は、一部の学生に支給するのではなく、より多くの学生に広く給付することを方針としている。奨学金を支給することにより、向学心を刺激し優秀な学生を育成するための効果は多大である。他方、特に学費納入の困難な学生に奨学金受給の機会を与えており、日常的に学業に専念し、クラブ・サークル活動等に時間を割けるようにと、アルバイト等の時間をできるだけ軽減できるように支援を行っている。

しかし、授業料未納のために除籍になっていく例や、応募者の数が増加しつつあるという現状があり、必ずしも現在の奨学金制度が充分なものでないのも事実である。

平成17年度に、本学部に在籍する外国人留学生は42名であり、多くが東アジアからの学生のため、「奨学金」は日々の学習と生活に直接関わる切迫した問題である。外国人留学生給付奨学金や私費外国人留学生の授業料等減免は大きな助けになっている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

奨学金の受給希望者が増えている現状で、学生の負担を軽減するために平成16年度より貸与奨学金を、これまでの有利子から無利子へ改訂し、返済条件の緩和を行った。しかし、本学部の奨学金予算が増額される見通しもない状況においては、学則第43条に基づき、学費納付が困難な学生で成績優秀な者へ優先的に配分できるよう、GPA上位者の報奨金制度の見直しも含め、奨学金枠全体の配分についても再検討の余地がある。

また、奨学金を補填するような制度も考えていくべきであろう。例えば、他大学が実施している銀行との提携による「教育ローン制度」により大学が債務保証をする、「授業料奨学融資制度」により在学中の利息の支払いを本人に代わり本学が支払うなどといったサポート体制も検討することが必要となってくるのではないだろうか。

(b) 生活相談等

【現状の説明】

本学部では生活相談のために「学習支援室」、「保健相談室」、「カウンセリングルーム」を置いている(『大学基礎データ』表45)。さらに学事部、教員のオフィスアワー、「キャリア支援室」の協力を得ながら、学生の諸相談に応じる体制をとっている。また、セクシュアルハラスメント防止に関しても対策を講じている。

a) 学習支援室

「学習支援室」は、本学部の学習支援体制、すなわち、アドバイザー制度とGPA制度を円滑に運営するために設置され、下記の業務を行っている。

① 学習支援室の業務

- 入学前教育、修学基礎教育に関する事項
- アドバイザー・ゼミ担当者との連携及び支援と助言
- 成績優秀者の表彰と奨学金支給に関する事項
- 成績不振者、出席不良者の指導とバックアップ
- オフィスアワーに関する事項
- 学生自習室の運営に関する事項
- 学生のあらゆる学習相談受付と対応
- 心身の健康に関する事項
- 障害学生の教育支援に関する事項
- 教育改善に関する調査研究・企画立案
- 学生情報の収集、データベース管理
- 学籍に関する事項
- GPAの啓蒙に関する事項
- 補習に関する事項

学習支援室は、教員スタッフ(兼務)11名、専任職員2名、非常勤事務職員1名および非常勤カウンセラー1名で構成され、学習相談に関わる様々な相談につき、窓口対応をしている。

② 学習支援室の利用状況

平成17年度の来談者は来談用紙に記入した人数が441名、来室の男女割合はおよそ男子7割、女子3割で、ほぼ在学生の男女比どおりである。学年別では1年生27.0%、2年生25.6%、3年生21.5%、4年生20.4%、その他5.4%であった。

内容については、授業・成績に関する相談・要望が最も多く69.6%、履修相談20.9%、その他学生生活・大学生活に関することが9.5%であった。

それ以外に用紙に記入する程ではないが、簡単な質問等での来室は3,800件を超える。

b) 保健相談室

① 「保健相談室」の業務

「保健相談室」では、心身ともに健康で快適なキャンパスライフを過ごせるよう次の業務を行っている。まず、日常的には、保健相談、応急処置、血圧測定等の検査、月2~3回の医師による診察、健康診断証明書等の証明書発行、憩いと学習の場の提供および各種の生活サポートなどである。次に年間業務としては、学生教職員の健康診断および結果指導、再検査、イベント時の救急対応および健康相談センター委員会への出席などである。なお、当相談室には専任の保健師1名、非常勤の校医1名および臨時事務職員1名を配置している。

② 保健相談室の利用状況

平成17年度の年間利用者数は 学生2,313名、教職員345名であり、学生利用者のうち、健診後指導が53.6%、応急処置が34.0%であった(『大学基礎データ』表45)。ただし、この利用者数の中には、身体測定や自分で手当をしていく者、健診再検、対話等の人数は含まれていない。学生健康診断の受診率は1年次生99%、2年次生95%、3年次生96%、4年次生89%であった。

c) カウンセリングルーム

「カウンセリングルーム」では、快適で豊かな学生生活を送るための支援として次の業務を行っている。当ルームには、非常勤のカウンセラー(臨床心理士)2名が配属されている。

① カウンセリングルームの業務

- ・相談業務……学業・進路・将来・サークル・アルバイト・対人関係など、学生生活上の悩みや課題についての相談およびカウンセリング(定期の面接)
- ・コンサルテーション……教職員、保護者からの学生への対応に関する相談
- ・心理テスト……各種性格検査(自己理解、対人関係の悩み、就職)、箱庭、コラージュの実施
- ・「学習支援室」における相談受付業務……カウンセラー1名が「学習支援室」に常駐
- ・オリエンテーション……フレッシュマンセミナーへの参加、教員から要請のあったゼミへ出張し、利用方法の紹介、自己啓発や他者理解の為のプログラム(心理テスト・コラージュ・ミニサンドプレイ)の実施
- ・委員会出席……健康相談センター、健康相談センター定例カンファレンス、健康相談センター構成員として、心身の健康の為のプログラムの企画、協力

② カウンセリングルームの利用状況

開室日数 : 213 日

総相談件数 : 424 件 (学生:344件、教職員:39件、保護者・その他:41件)

d) セクシュアルハラスメント対策

セクシュアルハラスメントを防止し、または事案発生時に適切に対処するため、本学では、平成13年に「淑徳大学セクシュアルハラスメント防止・対策に関する規程」が制定さ

れ、「セクシュアルハラスメント防止・対策委員会」(以下、同委員会)を設置した。その構成は、学部長、大学院研究科長、学生厚生委員長、事務局長、各学科から推薦された教員で、同委員会委員長は学部長、副委員長は学生厚生委員長があたっている。同委員会の審議事項は、セクシュアルハラスメント防止のための啓発および研修、相談、紛争解決、その他、防止および対策に関する必要事項である。学生のセクシュアルハラスメントに関する相談およびセクシュアルハラスメントに起因するとみられる事項に関する相談に常時対応するために、同委員会は、3名の相談員を推薦し、学長がこれを任命している。相談員は、セクシュアルハラスメントについての相談があった場合は、速やかに同委員会に報告することになっている。

「同委員会」は、セクシュアルハラスメントに関して調停の申し出があったときは、委員長、副委員長および若干名による調停委員会を置くことになっている。セクシュアルハラスメントに関する苦情の申し立てがあり、必要と認められる場合は、事実関係の調査に当たるため、外部の弁護士を含めた調査委員会を設置する。この設置期間及び委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の調査の終了までとする。これらの同委員会委員、相談員、調停委員会委員、調査委員会委員の任命にあたっては、ジェンダーバランスに配慮するようにしている。

本学部では以上の体制のもと、平成13年度よりセクシュアルハラスメント相談のしおりを作成し、新入生セミナーで全員に配布・説明し、また学習支援室窓口、学事部学生厚生窓口、その他学生が容易に手にすることのできる場所に、「しおり」を置いて配布している。

具体的な相談の窓口としては、来室の場合は学習支援室、学事部が担当し、また、相談員の氏名と連絡先を掲示して広く公表し、電話、電子メールでの相談に応じ、相談があつた場合は相談員がこれに当たるという体制をとっている。

【点検・評価および長所と問題点】

「学習支援室」は平成14年4月からスタートした比較的新しい部署で、学生に周知するためパンフレットを作成配布している。これにより学生の利用率は72.7%と高くなっている(平成17年度学生生活実態調査より)。また平成16年4月より、非常勤カウンセラーをカウンセリングルームと兼務で配置して、心身に不安を抱えた相談者にも対応している。成績優秀者の学習意欲向上を促すとともに、フレッシュマンセミナーに欠席した新入生、授業態度が悪い学生、必修科目を欠席しがちな学生、措置による退学の対象者などを呼び出し、きめ細かく対応しながら、学習意欲の喚起に努めており、自発的に訪れた相談者からは、落ち着いて話ができ、丁寧に対応していると好評である。利用者の満足度も57.9%と比較的高い(平成17年度学生生活実態調査より)。利用率の向上にともない学生からの相談も多岐にわたっている。また学生の成績は2極化の傾向にあり、成績不振学生に対する補習などの学習支援の必要性がさらに高まっている。

「保健相談室」は、急病やケガも早期に処置ができる、更に精神的な問題を抱えた学生に対してもカウンセラーと共に早期に対応している。トラブルが生じると来室し、上手に利

用している学生も多いが、最近では対話や、憩いを求める学生が急増している。対話の中には恋愛問題や人生設計などもあり、「人としての生き方」などを語り合うことも多くなってきている。一方、身長、体重、視力、血圧等を自由に測定できる環境づくりや、健診結果を各自に手渡していることなどにより、学生にとって馴染みやすくなっている。「保健相談室」は、教育的視点からも効果があると思われる。

「カウンセリングルーム」は、平成14年度から担当者がフレッシュマンセミナーに参加することになったため、その存在が周知され、利用者が増加した。また、教員とのコミュニケーションもでき、連絡もとり易くなった。恋愛、友人関係、学業などのちょっととした躊躇で気軽に来談する学生がいる一方、身体症状、問題行動、食行動異常などを抱えて、「保健相談室」などから紹介されるケースも増えている。いずれも「悩む力」が低下していることを示している。前者では、カウンセリングの枠にとらわれず、対人関係のスキルアップを指導するなど、教育的な配慮をしている。後者のケースでは、医療に繋げるなどの外部の治療機関との連係が必要であり、カウンセリングルームでは学生生活のサポート的な役割を果たしていると評価できる。

【将来の改革・改善に向けての方策】

「学習支援室」は以下の方向性をもって、改善の検討を始める予定である。

- ① 学生の成績の2極化傾向に対応してGPA制度の運用を改善するとともに、アドバイザー制度と「学習支援室」とで、よりきめ細かな学習支援体制を確立・維持し、学生一人ひとりの学習意欲と教育効果を高め、習熟度別に学習指導を徹底する。
- ② 平成19年度カリキュラム改訂に向けて、入学前教育・修学基礎教育・キャリア開発教育を連動させるプログラムを検討する。
- ③ 退学予備軍を放置することなく、アドバイザーと協力して早期の履修、生活相談等を迅速に行う。
- ④ 成績不振者、出席不良者のバックアップに関して、学習支援プログラムだけでなく、補習などの具体的な方策を検討する。
- ⑤ メンタルケアに関しては、個々の学生がそれぞれ居心地の良い場所「カウンセリングルーム・保健相談室・学習支援室」を見つけ、分散しており、その情報は集約されていない。今後は関係部署のケース会議を定期的に開催し、それぞれのケースについて方針を確認し、共通の理解で対応する。
- ⑥ 学生のデータベースに関しては、平成15年度より学事部の基幹システムに組み込まれ活用しているが、今後はより詳細なデータベースを作成し、分かり易い情報を提供できるようにするとともに、諸施策の効果を検討するための資料データも提供する。
- ⑦ 成績優秀者に対する奨学金を見直し、同時に学生の自習環境の改善を検討する。

「保健相談室」においては、全学年を通じて健康診断の受診率をいかに上昇させるかが、長年の課題であったが、各実習、海外研修、奨学金に健診受診を条件とした為、受診率はかなり上がった。健診結果を受け取りに来ていない学生には、前期成績送付時に同封して

いる。保健師の勤務時間は午前 9 時から午後 5 時、事務の臨時職員が午後 1 時から午後 6 時の勤務となっている。業務の性質上、今後 1 名の臨時職員を看護師とするよう検討したい。学生が抱えている問題が複雑化してきており、早期に対応し改善して行くために、他部署や各教職員との情報交換が大切である。そのためには各教職員が問題意識を持つとともに、情報交換の組織作りも進めている。

「カウンセリングルーム」では、学生の悩む力が低下しており、従来のような学生の自主的な来室による相談、カウンセリングが成り立ちにくくなっている。したがって、学内の他の相談担当者との連携がより重要になった。平成 16 年度より健康相談センター会議において連携方法や相談システムの整備に取り組んでいる。特に学業不振、問題行動、身体症状として心理的な問題が表れた場合の担当教員へのフォローとして「成績不振学生への調査」「アドバイザ一面接のフォローアップ面接」などの取り組みをはじめとして、より積極的に働きかけられるよう方法を検討している。

対人関係のスキルアップを醸成する場として、学部全体として、課外活動、学校行事の活性化、各種のプログラムの提供、談話室などの運営や教職員の行事等への積極的参加も一層進めたい。

セクシュアルハラスメント対策については、さらに詳しいパンフレットの作成や教職員への研修や関連資料等の配布で、なお一層の啓蒙活動を行う予定である。

(c) 就職指導

【現状の説明】

社会に貢献するような学生を送り出すことは大学の使命であり、大学の就職指導は大変重要な役割を果たしている。本学部では、学生の進路、中でも就職に関することを審議する教員組織の「総合キャリアセンター」、学生の就職活動全般を支援する職員組織の「総合キャリア支援室」、さらに学生の進路選択やキャリア開発に関して指導するゼミ教員の 3 者が三位一体となって、全体の就職支援指導体制を構築している。具体的には平成 17 年度の総合キャリアセンターは学部長より委嘱された 17 人の教員により構成され、年度ごとの目標を設定し、支援指導の成果を上げるため総合キャリア支援室と密接に連携している。

総合キャリア支援室は専任職員 6 人、派遣職員 3 人で構成され、就職希望者に対し職業安定法に基づき職業紹介業務のほか、進路調査・受付・管理、就職指導・相談、社会実習（インターンシップ）に関する諸業務、資格取得支援のための諸業務などを行っている。

本学部では上記の就職指導体制のもと、「付表 7 平成 17 年度就職指導・支援行事」に示すような各種の就職指導を 3 年次生から実施し、就職ガイダンス、公務員試験ガイダンス、業界・企業研究、就職講演会、各種セミナー、面接指導などを主な内容としている。キャリア教育の正規の科目として 3 年次以降対象の適性／S P I 試験準備を含む「特殊講義 I ~IV」も開講している。「ジョブフェア」は毎年、年度末に開催され、大手・中堅の優良企業を中心に、企業と大学間の相互理解を促進するとともに、学生の企業開拓の場としての

役割を果たしている。平成 18 年 2 月のジョブフェアでは、参加企業 26 社、参加学生 185 人であった。大学側からは学部長をはじめ関連教職員が参加して企業との連携を強化し、学生は興味を持つ企業のブースを訪れて企業・業界に関する情報を得た。

総合キャリア支援室は隨時、個別相談に応じており、就職相談や情報提供を行うとともに就職の手引書として『就職活動ガイドブック』を発行・配布した。また、支援室では学生に最新の就職情報をタイムリーに提供するため、求人票・企業情報・卒業生就職先資料・参考図書・就職関係刊行物などを整備している。さらにインターネット専用パソコンを設置し、学生の便宜を図っている。

平成 17 年度の就職状況は民間企業へ 292 人、官公庁へ 4 人の計 296 人が就職し、これは就職志望者の 90.0% に当たる。大学院への進学者は 11 人。フリーターや各種学校進学、留学などのその他は 157 人で、卒業生 464 人に対し 3 分の 1 を占めた（『大学基礎データ』表 8）。本学部の卒業者の多くが民間企業に就職しているが、主な業界としては小売業 24%、サービス業 26% で、この 2 業界で 5 割を占めた。

【点検・評価および長所と問題点】

就職指導体制については、総合キャリアセンター、総合キャリア支援室、ゼミ教員の三位一体の体制が構築されているが、フリーターなどの非就職者の割合が依然として高く、就職率は 90.0% と、厚生労働省と文部科学省の調査による平成 17 年度の大学卒業者の就職率 95.3% を下回った。今後、「就職」についての動機づけをはじめとして、職業意識の醸成などよりきめ細かな教育・訓練や、3 者間の一層の連携による機能発揮が急務となっている。そのためにも、3 年次生に重きが置かれた現行の就職指導の在り方を抜本的に変え、入学後の早い段階からキャリア指導・支援を行うことが求められるだろう。

【将来の改善・改革に向けての方策】

大学 4 年間を通じたトータルな就職指導（キャリア教育）が必要であり、現在 3 年次生から重点的に行われている進路指導を見直し、1 年次からキャリア教育を正規の科目として組み込むことが欠かせない。1 年次に頭の中で考えた自分の進路がイメージ通りであったかを 2・3 年次の早い段階に体験できるようにと、平成 16 年度より社会実習（インターンシップ）制度の大幅な充実を図り、平成 17 年度は国内 458 人、海外 4 人の計 462 人が企業や行政、N P O 団体などで社会実習を体験した。

今後は大学入学初年次に一人でも多くの学生が動機づけされ、自分の進路を発見し、社会実習で現場経験を積む、そしてその過程で進路指導を受けるといったような、トータルなキャリア教育を実現するために全学をあげて取り組む。

（d）課外活動

【現状の説明】

本学部では、学生の集団生活を通じての人格形成と才能を磨くための場として、課外活動に対して支援を行っている。学生の団体活動は活動状況に応じて認定団体（17 団体）、準

認定団体（16団体）、届出団体（30団体）の3種の区分を設けている。基本的には学生の自主性による活動に任せているが、助言や相談に応ずるために、専任教員が1名顧問として任にあたっている。年度ごとに活動状況と会計報告を受け、調査し、定められた認定基準によって援助する。なお、文化系と体育系のサークル間に「サークル・クラブ連絡会」を設け、部室の割当てや施設使用の調整を行っている。これらの支援に加えて、国際的および全国レベルで活躍する団体に対しては学校法人による助成があり、その実績レベルに応じた支援も行われている。また、本学園では毎年優秀な成績を上げた団体や個人に対し、「スポーツ・文化等奨励賞」を授与している。平成17年度「スポーツ・文化等奨励賞」では、本学部の女子柔道の個人が最優秀奨励賞を授与されている。

学生の研究成果の発表、文化系団体の発表、そして、体育系団体にとって活動状況のアピールの場として、多目的の全学部行事である「淑徳祭（大学祭）」が秋に実施されている。「淑徳祭」では、学生が淑徳祭実行委員会を作り、その企画立案・運営・実行にあたっている。また、他に発表の場として年に2回学内で開催される「サマーナイトフェスタ」、「サイレントナイトコンサート」がある。

【点検・評価および長所と問題点】

課外活動のクラブ・サークル63団体は、サークル・クラブ連絡会という組織を作り相互の交流が密になっており、キャンパスの活性化に寄与している。大学や学校法人による支援を受け、体育系クラブは、卓球部、女子柔道部のように国際大会に出場する選手や、バドミントン部・女子ソフトボール部のように全国大会および関東大会で活躍しているクラブ・選手も多くなっている。

文化系クラブでは、吹奏楽団部が地域の要請により夏祭りでパレードを実施し、また、環境ボランティアサークルによるごみ減量への分別回収の取り組みは、地域で高い評価を受けている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

強化育成クラブ以外の補助金に関しては、殆ど一律で補助している現状があるが、クラブ・サークル団体の中には、人数も多く活発に活動し、各種大会にも出場し活躍している団体もあり、活動報告や収支報告等を精査し、今後はできる限り学生の汗に報いるような補助金の配分を検討したい。

(2) 大学院の学生生活

1) 総合福祉研究科

(a) 学生への経済的支援

【現状の説明】

奨学金としては、本学大学院独自の淑徳大学大学院給付奨学金（一般給付奨学金・特別給付奨学金・留学生給付奨学金）と淑徳大学貸与奨学金、がある。さらに学校法人による私費外国人留学生の授業料等減免の制度がある。学外のものとして、淑徳大学千葉協賛会（父母会）の貸与奨学金、日本学生支援機構奨学金第一種奨学金・第二種奨学金および私費外国人留学生学習奨励費がある（『大学基礎データ』表 44 「千葉キャンパス」）。

淑徳大学大学院一般給付奨学金と淑徳大学貸与奨学金は、いずれも「人物ならびに学業成績が優秀で、学費の納入が困難な学生に対し、その年度内の授業料の半額」を給付または貸与するものであり、また淑徳大学大学院特別給付奨学金は、一般給付奨学金の受給資格に加えて「人物ならびに学業成績が特に優れ、本大学院学生の模範生たるにふさわしい者に対し、その年度内の授業料の全額」を給付するものであって、さらに淑徳大学大学院留学生給付奨学金は、特に外国人留学生を対象にした、上記の一般給付奨学金および特別給付奨学金であるが、いずれの奨学金も前年度の成績と面接の結果により採用が決定される。

淑徳大学協賛会貸与奨学金は、「修学の意志がありながらも家庭の事情等により、学費の納入が著しく困難となり、学業半ばにして修学を断念せざるをえない状況に立ち至った学生」に対し、1年間の学費相当額を上限として貸与する制度である。

淑徳大学大学院一般給付奨学金については、毎年かなりの数の応募があり、平成 16 年度は 11 名、平成 17 年度は 15 名の者が採用された。また淑徳大学大学院留学生給付奨学金については、平成 16 年度は 2 名、平成 17 年度は 3 名が採用された（いずれも授業料の半額）。なお、淑徳大学大学院特別給付奨学金では、平成 16 年度および 17 年度の該当者はいなかった。

淑徳大学大学院貸与奨学金については、平成 16 年度は 2 名、平成 17 年度は 3 名が採用された。

【点検・評価および長所と問題点】

奨学金については、比較的制度が整備されており、また個々の院生の置かれた状況を勘案してかなり配慮も行われている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在のところでは必ずしも改善・改革の必要を認めていない。今後、大学院学生数の増加等によって不都合が生じることがあれば、その時点で早急に対策を講じることになろう。

(b) 生活相談等

【現状の説明】

本学大学院は、独立大学院ではないため、院生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮も、基本的には学部学生への配慮と異なるものではなく、学部学生の利用しうるサービスは全て大学院生も利用しうるものとなっている。

しかし、大学院では少人数の授業が多く、また指導教員を始めとする教員との接触の機会も比較的多いため、心身の健康や生活等については、かなり多くの教員が気を遣い、また教員間でも情報の交換が行われ、配慮されている事実がある。

【点検・評価および長所と問題点】

上記のように、現状はむしろ学部学生より配慮されているとも言える状況があり、きめ細かい親身の配慮が行われている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在の状態を維持するには、教員の側の精神的・時間的余裕が欠かせない。その点についても、授業負担を抑える工夫を含めて、現在、研究科内の改革プロジェクトチームにおいて総合的に検討されている。

(c) 就職指導等

【現状の説明】

平成17年度修了の大学院生は31名、うち就職決定は26名(内訳：企業2名・福祉医療関連4名・教員5名・上記以外15名)、進学は3名、その他2名であった。

社会学研究科の院生のための就職指導の機会は、特別設けられていないが、院生へのキャリア支援サービスの一環として進路相談票の登録を実施し、院生専用履歴書用紙も備え付けするとともに、相談や資料検索などにキャリア支援室を積極的に活用するよう促している。この結果81名(平成17年度大学院在籍者数)の内16名の登録があり、又、キャリア支援室に就職相談のため来訪があったのは3名、3件であった。

少人数授業が多く、平生から院生は指導教員を始めとする教員との接触の機会を通じて、就職の指導は日常的にも行われている。

なお、大学に届いた教員、研究員、企業、医療機関等の求人資料は大学ホームページにて告知の上、院生も検索可能な状況にしており、加えて大学院の院生共同研究室には求人専用ファイルを準備の上、その都度ファイルが閲覧可能な状況になっている。

【点検・評価および長所と問題点】

院生の場合、その就職希望が大学キャリア支援室の取り扱う内容に馴染まないことも少なくないが、可能な限り鋭意キャリア支援サービスの充実に努めており、その限りでは現在の就職指導の状況は適切と判断される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

院生へのさらなるサービス向上のため、大学キャリア支援室が入手した院生向け求人情報と教員が独自に取得している院生対象求人情報の一元化を図るべく方策を検討する。

2) 国際経営・文化研究科

(a) 学生への経済的支援

【現状の説明】

院生への経済的支援に関しては、奨学金として、本学大学院独自の淑徳大学大学院給付奨学金（一般給付奨学金・特別給付奨学金・留学生給付奨学金）と淑徳大学特別枠派遣留学生給付奨学金、淑徳大学貸与奨学金がある。加えて学校法人による私費外国人留学生の授業料等減免制度がある。学外のものとしては、淑徳大学みずほ台協賛会貸与奨学金（父母会）、日本学生支援機構第一種奨学金・第二種奨学金、私費外国人留学生学習奨励費および（財）米山ロータリー奨学金がある。

本学大学院の一般給付奨学金と貸与奨学金とは人物的にも学業的にも優秀な者が対象となり、特別給付奨学金は更に模範生としてふさわしい院生が選ばれることになっている。

一方、外国人留学生に対しては、留学生給付奨学金や私費外国人留学生の授業料等減免が用意されている。これらの奨学金は大学院の担当者による書類審査や面接によって対象者を決定してゆく。米山ロータリー奨学金については、候補として1名選び、更に米山ロータリー奨学金側の審査を受けることになる。

奨学金の応募者は年々増える傾向にあり、その採用者の選出は、誰もが納得できる基準で、公平に行っている。平成17年度では、本学の一般給付奨学金に6名、外国人留学生給付奨学金に21名、私費外国人留学生の授業料等減免に20名が各々採用され、また、日本学生支援機構第一種奨学金に1名、私費外国人留学生学習奨励費6名、（財）米山ロータリーラー奨学金に1名が採用された（『大学基礎データ』表44「みずほ台キャンパス」）。

【点検・評価および長所と問題点】

奨学金については、制度が良く整備されている。外国人留学生に対する配慮も充分である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、大学院の院生の増加と共に、奨学金応募者の一層の増加も見込まれるので、本学の奨学金の見直しについて検討されている。

(b) 生活相談等

【現状の説明】

院生の心身の健康保持・増進および安全衛生への配慮は、基本的に学部学生への配慮と同じで、保健室やカウンセラー等のサービスは院生も平等に利用できるようになっている。また、大学院は少人数の授業が多く、教員と院生との接触も密になるため、教員自身が院生の心身の健康や生活等について気を遣っている。

【点検・評価および長所と問題点】

現状では院生の人数が少ないこともあり、配慮はよく行われている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

保健室、カウンセラーとの連携を一層充実し、勉学が一定の成果をあげられるように、院生諸君の日常生活を含め注意深く見守っていきたい。

(c) 就職指導等

【現状の説明】

院生のための就職支援は、学部学生のためのサービス部署を同様に利用できるので、ほぼ学部学生と同じである。また、指導教員を通しての就職の紹介なども行われている。大学院修了後の進路については、平成17年3月修了生の場合、民間企業(一般企業)に8名、その他の就職に1名、進学(大学院博士課程)に2名、その他6名となっている。(『大学基礎データ』表8-2)

【点検・評価および長所と問題点】

学部事務局の就職担当が用意する就職先は院生には馴染まないことが多いので、今後の検討課題である。指導教員による就職指導は比較的適切に行われている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

院生向きの就職先も用意して、事務局の就職担当が対応できるよう検討を進めていく予定である。